

法第45条第1項の規定による支援業務に係る事業計画及び収支予算の認可に関する基準

- (1) 事業計画が組織の人員体制等に照らし無理のないものであること
- (2) 収支予算が継続して支援業務を実施するにあたり、無理のないものであること
- (3) 支援業務に係る研修等が計画されていること
- (4) 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定基準に掲げる内容に反しないこと